

ごみを減らしましょう

緑ごみとは

せん定した木の枝や葉、竹、刈草

回収できる緑ごみの大きさ

長さ1m以内、直径20cm以内



回収できない緑ごみ

- ・土や実、花のついたもの
(土がついた落ち葉・根付きの草)
- ・わら ・毒性のあるもの
- ・トゲがあるもの(バラ、サボテン等)

回収できない緑ごみは、土をはらって「家庭系燃えるごみ(長さ30cm、直径3cm以内)」または「燃える大型ごみ」で出してください。

出し方

- ・できる限り乾燥させてください。
- ・回収時、梱包に使用した紐・袋・ダンボール箱などはお持ち帰りいただきます。



- ・フレコンバックは繰り返し使え、回収が短時間でできるため、おすすめです。

緑ごみを公共施設で回収しています



回収場所・日時

回収場所	回収日	回収時間
松枝公民館	毎月第2・4土曜日	8:30~9:30
総合会館		10:30~11:30
笠松町自己搬入施設(緑町78番地)		13:30~14:30

※回収時間以外の持ち込みはできません。
混雑状況により、お待ちいただくことがあります。
回収開始後30分間は混む傾向があります。



資源ごみ回収所

資源再生と排出の利便性向上のため、次の施設で資源ごみの回収をしています。

回収場所	利用可能時間
笠松中央公民館	9:00~17:00 (年末年始を除く) ※悪天候の時は閉鎖します
松枝公民館	
総合会館	

回収品目:プラスチック製品容器包装、カン、ビン、ペットボトル、蛍光管、乾電池



無人の回収所ですが、防犯カメラがあり24時間録画しています。



10月からごみ処理の有料化が始まります

環境経済課

☎388-1114